

みどり蒼生館指定管理者募集要項

荒尾市市民環境部
くらしいきいき課

みどり蒼生館 指定管理者募集要項

みどり蒼生館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

みどり蒼生館

(2) 所在地

荒尾市平山2-1-19番地3

(3) 施設の沿革、役割等

みどり蒼生館は、100有余年にわたり本市の基幹産業として社会経済を支えてきた三池炭鉱閉山後の地域産業の活性化と活力ある地域社会づくりを目指し、平成12年6月にオープンした施設です。

(4) 施設概要

別紙「小袋工芸館指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 施設利用者数（平成21年度～平成24年度実績）

年度	多目的ルーム		研修室A		研修室B		調理実習室		合計	
	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)	利用 件数 (件)	利用 者数 (人)
H21	691	9,469	358	3,646	209	1,449	101	1,798	1,359	16,362
H22	704	8,051	401	3,875	192	1,664	92	1,720	1,389	15,310
H23	706	7,948	430	4,229	230	2,147	90	1,473	1,456	15,797
H24	677	7,619	357	4,144	185	1,702	103	1,511	1,322	14,976

平成21年度～平成24年度の収支状況は仕様書に記載のとおり。

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者の業務等

- (1) “食と緑”及び“健康”をテーマにした事業の実施に関すること。
- (2) 活力ある地域社会づくりの促進に関すること。
- (3) 施設の利用の許可（目的外使用許可に係る業務を除く。）及び利用料金に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他仕様書に定めるとおり。

4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが

適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 荒尾市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 暴力団等（※注）との関係がないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること（従業員を雇用していない法人その他の団体は除く。）。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑦ 甲種防火管理者等、施設を管理するに当たって必要な資格、免許を有する者を置くこと（施設管理について、有資格者へ委託する場合は、この限りでない。ただし、甲種防火管理者は除く。）。
- ⑧ その他明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※注 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したもの。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります（次の順序で並べ、クリップ留めして10部（原本1部＋複写9部）提出してください。）。

- (1) 指定管理者指定申請書（荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第8号）様式）
- (2) みどり蒼生館指定管理者事業計画書（別紙様式1）
- (3) みどり蒼生館指定管理者収支計画書（別紙様式2）
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ① 法人にあっては、法人概要書（別紙様式3）、当該法人の登記簿謄本
 - ② 法人等の設立趣旨・運営方針・事業内容等の概要が分かるもの
 - ③ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 経営状況を説明する書類
 - ① 申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支計画書
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の収支決算書、貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (6) その他
 - ① 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ② 納税証明書
申請3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを証明するもの（過去3年分）
 - ③ 暴力団等との関係についての誓約書（別紙様式4）
 - ④ 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式5）
 - ⑤ その他、資格要件（労災加入、市税を除く。）の各要件について資格を満たしていることの証明書等

⑥ その他市長が必要と認める書類

7 管理に要する経費

みどり蒼生館の管理に要する経費は、利用料金収入、条例等により減免された利用料金に対する市からの補填、市が支払う指定管理料、自主事業に伴う収入などによって賄うこととします。このうち、利用料金収入及び減免された利用料金に対する市からの補填については、仕様書等を参考に算定し、指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、以下に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求めます。

なお、市からの指定管理料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 26,237 千円（5年間。消費税及び地方消費税を含む。）

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますのでご注意ください。また、消費税及び地方消費税については、法改正後の消費税率（平成26年4月から8%、平成27年10月から10%）で算定してください。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 平成25年7月22日（月）から平成25年8月2日（金）まで
- ②受付方法 質問票（別紙様式6）に記入の上、FAX 又は電子メールで提出してください。
FAX 0968-63-1956
電子メールアドレス kurashi@city.arao.lg.jp
- ③回答方法 平成25年8月9日（金）までに質問に対する回答書を全ての募集要項配布団体に送付します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合はあらかじめ連絡します。

9 現地説明会の実施

現地説明を希望される場合は、7月26日（金）までに法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください（参加希望の連絡は、質問票の提出先に FAX 又は電子メールで提出するものとします）。7月30日（火）～8月2日（金）に説明会を開催します。

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 荒尾市市民環境部くらしいきいき課（市役所1階）
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
電話 0968-63-1395（直通）
- (2) 提出期間 平成25年8月19日（月）から平成25年8月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。
※ 電子メール、FAX での提出は認めません。

11 選定の基準

- (1) 指定管理候補者選定委員会において、次の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者として選定します。
 - ① 市民の平等な利用の確保（適・不適）
 - ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針に沿った運営方針
 - イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

- ② 施設効用の最大限の発揮（５０点）
 - ア 利用者の増大を図るための手法及びその効果
 - イ サービスや社会性の向上を図るための手法及びその効果
 - ウ 施設の維持管理の内容及び実現の可能性
- ③ 管理を安定して行う人的、財政的基礎（３５点）
 - ア 施設管理の実施方法や施設の運営体制、組織
 - イ 適切な管理や経理、安全管理、緊急時等の対応
 - ウ 団体の経営状態
- ④ 経費の縮減（１５点）
 - ア 施設の管理運営に係る経費の内容

1 2 申請及び協定に要する経費

申請及び協定締結に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

1 3 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ③ 申請書その他の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④ 申請書その他の書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

1 4 選定委員会

平成２５年１０月に実施する予定です。申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします（プレゼンテーションの順番は、申請書の受付順とします）。日時、場所については後日連絡します。

1 5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 6 指定管理者の決定及び管理業務に係る管理費用（指定管理料）

- （１）指定管理者は平成２５年１２月荒尾市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- （２）議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る管理費用（指定管理料）は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

1 7 その他

- （１）提出書類はお返しできません。
- （２）提出された書類は、必要に応じ複写します（提出された書類又は複写された書類の使用は市庁内及び選定委員会での検討に限ります。）。
- （３）提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

1 8 留意事項

- （１）指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「５．応募資

格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「5. 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

19 募集要項に添付してお渡しする資料と様式

- (1) みどり蒼生館指定管理者仕様書（別紙）
- (2) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (3) みどり蒼生館指定管理者事業計画書（別紙様式1）
- (4) みどり蒼生館指定管理者収支計画書（別紙様式2）
- (5) 法人概要書（別紙様式3）
- (6) 暴力団等との関係についての誓約書（別紙様式4）
- (7) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式5）
- (8) 質問票（別紙様式6）
- (9) 荒尾市地域産業交流支援館条例
- (10) 荒尾市地域産業交流支援館条例施行規則
- (11) 荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

問合せ先

荒尾市市民環境部

くらしいきいき課 市民応援係

永吉、平山

電話 0968-63-1395（直通）

FAX 0968-63-1956

e-mail kurashi@city.arao.lg.jp